

平成 15 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 英俊
(コード番号 2768 東証第 1 部・大証第 1 部)
問合せ先 広報室長 谷口 真一
T E L 03 (5446) 1061

**第三者割当増資（優先株式・普通株式発行）及び
円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ**

当社は、平成 15 年 4 月 25 日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式発行、円建転換社債型新株予約権付社債発行及び第三者割当による普通株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

既に公表しております事業計画の中では“ 当会社設立後、早い段階で 2,000 億円以上のエクイティ・ファイナンスを実施予定 ”としておりましたが、取引金融機関及び取引先企業から、ニチメン株式会社と日商岩井株式会社の経営統合の趣旨に対するご理解と当社の事業計画に対する信任を頂くことができました結果、当初目標を上回り優先株式と普通株式の合計で約 2,730 億円の資本増強を実現することとなりました。

また、リーマン・ブラザーズのグループ会社（以下 L B ）との間に設定した総額 500 億円の円建転換社債型新株予約権付社債（ C B ）購入プログラムに基づき、今回元本総額 50 億円の C B を発行いたします。さらに、当社は、今回の 30 億円に加え、今後 20 億円程度の優先株式を L B に引き受けて頂くことも検討しております。

今般の資本増強により、事業計画の基本方針のひとつである「財務体質の強化」の実現に向けて、確かな一歩を踏み出すことができました。今後は、期間収益の積み上げによる株主資本のさらなる充実と、その前提となる「事業ポートフォリオ戦略」に基づく「収益力の向上」の実現に向け、グループ社員一丸となって邁進する所存です。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

記

第三者割当による優先株式発行の件

A. 第一回 種優先株式

1. 種類株式の名称
ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社第一回 種優先株式
(以下「第一回 種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
26,300,000 株
3. 発行価額
1 株につき 2,000 円
4. 発行価額の総額
52,600,000,000 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額
1 株につき 1,000 円
6. 資本組入額の総額
26,300,000,000 円
7. 申込期日
平成 15 年 5 月 12 日
8. 払込期日
平成 15 年 5 月 13 日
9. 配当起算日
平成 15 年 4 月 1 日
10. 発行方法
第三者割当の方法により、下記会社に以下の通り割り当てる。

株式会社ユーエフジェイ銀行	15,000,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000 株
株式会社東京三菱銀行	3,500,000 株
株式会社りそな銀行	1,800,000 株
三菱信託銀行株式会社	1,000,000 株
農林中央金庫	500,000 株
11. 優先配当金
 - (1) 第一回 種優先配当金
当社は、利益配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主(以下「第一回 種優先株主」という。)又は第一回 種優先株式の登録質権者(以下「第一回 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回 種優先株式

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第一回種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第一回種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回種優先配当金の額

第一回種優先配当金の額は、第一回種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下「第一回種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。第一回種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果が200円を超える場合は、第一回種優先配当金の額は200円とする。

第一回種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第一回種優先配当率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 0.75\%$$

第一回種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成15年4月1日又は各配当率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

(3) 第一回種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一回種優先株主又は第一回種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第一回種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第一回種優先株主又は第一回種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回種優先株主又は第一回種優先登録質権者に対しては、第一回種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回種優先株主又は第一回種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当社は、いつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

14. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第一回 種優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

15. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 18 年 5 月 14 日から平成 28 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 5 月 14 日から平成 27 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金

額（以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日

(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(ii)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

本報道発表文は、当会社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

転換の効力は、転換請求書及び第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第一回 種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、第一回 種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記16.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記16.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

B. 第二回 種優先株式

1. 種類株式の名称

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社第二回 種優先株式
（以下「第二回 種優先株式」という。）

2. 発行新株式数

26,300,000 株

3. 発行価額

1株につき 2,000 円

4. 発行価額の総額

52,600,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1株につき 1,000 円

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 資本組入額の総額

26,300,000,000 円

7. 申込期日

平成 15 年 5 月 12 日

8. 払込期日

平成 15 年 5 月 13 日

9. 配当起算日

平成 15 年 4 月 1 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、下記会社に以下の通り割り当てる。

株式会社ユーエフジェイ銀行	15,000,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000 株
株式会社東京三菱銀行	3,500,000 株
株式会社りそな銀行	1,800,000 株
三菱信託銀行株式会社	1,000,000 株
農林中央金庫	500,000 株

11. 優先配当金

(1) 第二回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第二回 種優先株式を有する株主（以下「第二回 種優先株主」という。）又は第二回 種優先株式の登録質権者（以下「第二回 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第二回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金（以下「第二回 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第二回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 種優先配当金の額

第二回 種優先配当金の額は、第二回 種優先株式の発行価額（2,000 円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率（以下「第二回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。但し、計算の結果が 200 円を超える場合は、第二回 種優先配当金の額は 200 円とする。

第二回 種優先配当年率は、平成 15 年 4 月 1 日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1 年物)} + 1.0\%$$

第二回 種優先配当年率は、% 未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成 16 年 4 月 1 日及び、以降毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (1 年物)」とは、平成 15 年 4 月 1 日又は各配当年率修正日及びその直後の 10 月 1 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 2 時点において、午前 11 時にお

ける日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭（以下「第二回 種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当社は、いつでも第二回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

14. 議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第二回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第二回 種優先株主に対して第二回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回 種優先株主に対して第二回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

15. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第二回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 20 年 5 月 14 日から平成 30 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換の条件

第二回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 20 年 5 月 14 日から平成 29 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(C) 転換により発行すべき普通株式数

第二回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回 種優先株主が転換請求のために提出した第二回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第二回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第二回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第二回 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第二回 種優先株式 1 株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、第二回 種優先株式 1 株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記 16.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記 16.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第二回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

C. 第三回 種優先株式

1. 種類株式の名称

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社第三回 種優先株式
(以下「第三回 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

26,300,000 株

3. 発行価額

1 株につき 2,000 円

4. 発行価額の総額

52,600,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 1,000 円

6. 資本組入額の総額

26,300,000,000 円

7. 申込期日

平成 15 年 5 月 12 日

8. 払込期日

平成 15 年 5 月 13 日

9. 配当起算日

平成 15 年 4 月 1 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、下記会社に以下の通り割り当てる。

株式会社ユーエフジェイ銀行	15,000,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000 株
株式会社東京三菱銀行	3,500,000 株
株式会社りそな銀行	1,800,000 株
三菱信託銀行株式会社	1,000,000 株
農林中央金庫	500,000 株

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

11. 優先配当金

(1) 第三回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第三回 種優先株式を有する株主（以下「第三回 種優先株主」という。）又は第三回 種優先株式の登録質権者（以下「第三回 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第三回 種優先株式 1株につき下記(2)に定める額の利益配当金（以下「第三回 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第三回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第三回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第三回 種優先配当金の額

第三回 種優先配当金の額は、第三回 種優先株式の発行価額（2,000 円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率（以下「第三回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第三回 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。但し、計算の結果が 200 円を超える場合は、第三回 種優先配当金の額は 200 円とする。

第三回 種優先配当年率は、平成 15 年 4 月 1 日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第三回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1 年物)} + 1.25\%$$

第三回 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成 16 年 4 月 1 日及び、以降毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (1 年物)」とは、平成 15 年 4 月 1 日又は各配当年率修正日及びその直後の 10 月 1 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 2 時点において、午前 11 時における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR (1 年物) が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (1 年物) に代えて用いるものとする。

(3) 第三回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第三回 種優先株主又は第三回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の 2 分の 1 の金銭（以下「第三回 種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第三回 種優先株主又は第三回 種優先登録質権者に対して支払う 1 株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第三回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第三回 種優先株主又は第三回 種優先登録質権者に対しては、第三回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第三回 種優先株主又は第三回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第三回 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。

第三回 種優先株主又は第三回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当会社は、いつでも第三回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

14. 議決権

第三回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第三回 種優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、第三回 種優先株主に対して第三回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第三回 種優先株主に対して第三回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

15. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第三回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当会社は、第三回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 22 年 5 月 14 日から平成 32 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換の条件

第三回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 22 年 5 月 14 日から平成 31 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を

四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第三回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(但し、当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(2) 転換により発行すべき普通株式数

第三回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三回 種優先株主が転換請求のために提出した第三回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

本報道発表文は、当会社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第三回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第三回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第三回 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第三回 種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、第三回 種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記16.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記16.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第三回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

D. 第四回 種優先株式

1. 種類株式の名称

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社第四回 種優先株式
（以下「第四回 種優先株式」という。）

2. 発行新株式数

26,300,000株

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 発行価額
1株につき 2,000 円
4. 発行価額の総額
52,600,000,000 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額
1株につき 1,000 円
6. 資本組入額の総額
26,300,000,000 円
7. 申込期日
平成 15 年 5 月 12 日
8. 払込期日
平成 15 年 5 月 13 日
9. 配当起算日
平成 15 年 4 月 1 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、下記会社に以下の通り割り当てる。

株式会社ユーエフジェイ銀行	15,000,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000 株
株式会社東京三菱銀行	3,500,000 株
株式会社りそな銀行	1,800,000 株
三菱信託銀行株式会社	1,000,000 株
農林中央金庫	500,000 株

11. 優先配当金

(1) 第四回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第四回 種優先株式を有する株主（以下「第四回 種優先株主」という。）又は第四回 種優先株式の登録質権者（以下「第四回 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第四回 種優先株式 1株につき下記(2)に定める額の利益配当金（以下「第四回 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第四回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第四回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第四回 種優先配当金の額

第四回 種優先配当金の額は、第四回 種優先株式の発行価額（2,000 円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率（以下「第四回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第四回 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。但し、計算の結果が 200 円を超える場合は、第四回 種優先配当金の額は 200 円とする。

第四回 種優先配当年率は、平成 15 年 4 月 1 日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第四回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR (1 年物) + 1.5%

第四回 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成 16 年 4 月 1 日及び、以降毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (1 年物)」とは、平成 15 年 4 月 1 日又は各配当年率修正日及びその直後の 10 月 1 日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) の 2 時点において、午前 11 時における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR (1 年物) が公表されていない場合は、同日 (当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート (ユーロ円 LIBOR1 年物 (360 日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (1 年物) に代えて用いるものとする。

(3) 第四回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第四回 種優先株主又は第四回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の 2 分の 1 の金銭 (以下「第四回 種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第四回 種優先株主又は第四回 種優先登録質権者に対して支払う 1 株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第四回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第四回 種優先株主又は第四回 種優先登録質権者に対しては、第四回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第四回 種優先株主又は第四回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第四回 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。

第四回 種優先株主又は第四回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当社は、いつでも第四回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

14. 議決権

第四回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第四回 種優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、第四回 種優先株主に対して第四回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総

会の終結の時より、第四回 種優先株主に対して第四回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

15. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第四回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第四回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 24 年 5 月 14 日から平成 34 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換の条件

第四回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 24 年 5 月 14 日から平成 33 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第四回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第四回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第四回 種優先株主が転換請求のために提出した第四回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第四回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第四回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第四回 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第四回 種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、

第四回 種優先株式 1 株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記 16.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記 16.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第四回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

E. 第一回 種優先株式

1. 種類株式の名称

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社第一回 種優先株式
(以下「第一回 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

26,300,000 株

3. 発行価額

1 株につき 2,000 円

4. 発行価額の総額

52,600,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 1,000 円

6. 資本組入額の総額

26,300,000,000 円

7. 申込期日

平成 15 年 5 月 12 日

8. 払込期日

平成 15 年 5 月 13 日

9. 配当起算日

平成 15 年 4 月 1 日

10. 発行方法

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第三者割当の方法により、下記会社に以下の通り割り当てる。

株式会社ユーエフジェイ銀行	15,000,000 株
株式会社みずほコーポレート銀行	4,500,000 株
株式会社東京三菱銀行	3,500,000 株
株式会社りそな銀行	1,800,000 株
三菱信託銀行株式会社	1,000,000 株
農林中央金庫	500,000 株

11. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）又は第一回 種優先株式の登録質権者（以下「第一回 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、第一回 種優先株式の発行価額（2,000 円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率（以下「第一回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。但し、計算の結果が 200 円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は 200 円とする。

第一回 種優先配当年率は、平成 15 年 4 月 1 日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第一回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1 年物)} + 1.75\%$$

第一回 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成 16 年 4 月 1 日及び、以降毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (1 年物)」とは、平成 15 年 4 月 1 日又は各配当年率修正日及びその直後の 10 月 1 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 2 時点において、午前 11 時における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR (1 年物) が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (1 年物) に代えて用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の 2 分の 1 の金銭（以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を支払う。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対して支払う 1 株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。

第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当会社は、いつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

14. 第一回 種優先株主による償還請求権

- (1) 第一回 種優先株主は、平成 27 年 5 月 14 日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益が 600 億円を超える場合、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、当該当期末処分利益に 2 分の 1 を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、又は決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有する第一回 種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日から 1 ヶ月以内に、償還手続を行うものとする。
- (2) 前記限度額を超えて第一回 種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
- (3) 償還価額は、第一回 種優先株式 1 株につき 2,000 円とする。

15. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第一回 種優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

16. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当会社は、第一回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

本報道発表文は、当会社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

17. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 26 年 5 月 14 日から平成 36 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 26 年 5 月 14 日から平成 35 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30

取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(c) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

18. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第一回 種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、第一回 種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記17.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記17.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。

19. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

20. 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

F. 第一回 種優先株式

1. 種類株式の名称

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社第一回 種優先株式
(以下「第一回 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

1,500,000 株

3. 発行価額

1 株につき 2,000 円

4. 発行価額の総額

3,000,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 1,000 円

6. 資本組入額の総額

1,500,000,000 円

7. 申込期日

平成 15 年 5 月 12 日

8. 払込期日

平成 15 年 5 月 13 日

9. 配当起算日

平成 15 年 4 月 1 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited に全株式を割り当てる。

11. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主(以下「第一回 種優先株主」という。)又は第一回 種優先株式の登録質権者(以下「第一回 種優先登録

質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回 種優先株式 1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第一回 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

1株につき 15円

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第一回 種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式 1株につき 2,000円を支払う。

第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当社は、いつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

14. 130%コールオプションによる強制償還

(1) 当社は、平成18年5月14日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日(以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある第一回 種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、第一回 種優先株主に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、第一回 種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。

(2) 償還価額は、第一回 種優先株式 1株につき 2,000円とする。

(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

15. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第一回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株

主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

16. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

17. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 16 年 5 月 14 日から平成 25 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 15 年 11 月 14 日に先立つ 5 営業日（平成 15 年 11 月 14 日を除き、終値のない日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の合計を終値のある営業日数で除して得られる金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 16 年 5 月 14 日から平成 24 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 10 取引日（当該転換価額修正日を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 30% に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 11 月 14 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}$$

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（但し、当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

18. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第一回 種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、第

一回 種優先株式 1 株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のある第一回 種優先株式の転換価額の 100%に相当する金額（以下「上限強制転換価額」という。）を上回るときは、第一回 種優先株式 1 株の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記 17.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までにより調整された場合には、下限強制転換価額及び上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

19. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

20. 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

・円建転換社債型新株予約権付社債発行の件

1. 社債の名称
ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 2005 年満期円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 本社債の発行価額
本社債額面金額の 100%（各本社債額面金額 10,000,000 円）
3. 本新株予約権の発行価額
無償とする。
4. 払込期日及び発行日
2003 年 5 月 29 日
5. 募集の方法
Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited に対する第三者割当の方法による。
6. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、その行使により当会社が当会社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当会社の有する当会社普通株式を移転（以下当会社普通株式の発行又は移転を当会社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は原則として切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 発行する本新株予約権の総数
500 個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数の合計数
 - (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
 - (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額（以下「行使価額」という。）は、当初 271 円とする。
 - (ハ) 本新株予約権付社債の発行後、毎月第 1 金曜日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値又は当該決定日の行使価額の 75% に相当する価額の高い方の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（以下「決定日株価」という。）が、当該決定日の行使価額を下回る場合には、行使価額は、決定日の翌取引日以降、当該決定日株価に修正される。但し、かかる算出の結果、下限行使価額（以下に定義する。）未満となる場合は、修正後行使価額は、下限行

本報道発表文は、当会社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

使価額とする。「下限行使価額」とは、当初行使価額の30%に相当する価額（但し、下記(8)の調整を受ける。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(4) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本新株予約権の価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の行使価額は、平成15年4月24日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値を約5%上回る額とした。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(6) 本新株予約権の行使期間

2003年5月30日から2005年5月27日まで

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

当会社が下記7.(4)(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日に先立つ5営業日前の日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 行使価額の調整

行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、当会社が当会社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当会社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当会社の発行済普通株式数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当会社普通株式の分割・併合、当会社普通株式の時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(9) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(10) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在は3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

本報道発表文は、当会社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 本社債に関する事項

(1) 発行総額

50 億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

(2) 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

(3) 満期償還

2005 年 5 月 30 日（償還期限）に本社債額面金額の 100% で償還する。

(4) 繰上償還

(イ) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。

(ロ) 130%コールオプション条項による繰上償還

本新株予約権付社債の発行日から 6 ヶ月経過後、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある行使価額の 130% 以上であった場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。

(ハ) ハードコールオプション条項による繰上償還

当社はその選択により、本新株予約権付社債の発行日から 6 ヶ月経過後いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の 102% に相当する価額で繰上償還することができる。

(5) 買入消却

当社及びその子会社は、随時本新株予約権付社債を買入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その選択により当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当該子会社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権とともに当該本新株予約権付社債に係る本社債に関する権利を放棄することができる。

(6) 本社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(7) 本社債の担保又は保証

該当なし

(8) 財務上の特約

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

担保設定制限が付される。

(9) 取得格付

該当なし

8. 上場

該当なし

9. 代用払込に関する事項

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

．第三者割当による普通株式発行の件

1. 新株式の名称 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社普通株式
2. 発行新株式数 31,915,800 株
3. 発行価額 1 株につき 225 円
 (平成 15 年 4 月 1 日から同月 24 日までの 18 営業日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値である 249 円 6 銭に 0.9 を乗じて算出 (1 円未満の端数は切り上げ) した。)
4. 発行価額の総額 7,181,055,000 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額
 1 株につき 112 円
6. 資本組入額の総額 3,606,485,400 円
7. 割当先および株式数 割当予定先一覧表 (別紙) 記載のとおり
 割当予定先数 合計 199 先
8. 申込株数単位 100 株
9. 申込期間 平成 15 年 5 月 12 日から同月 14 日まで
10. 払込期日 平成 15 年 5 月 15 日
11. 配当起算日 平成 15 年 4 月 1 日
12. 本第三者割当による新株式発行については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご 参 考)

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	154,358,166株
増資による増加株式数	164,915,800株
うち、普通株式	31,915,800株
第 種優先株式	105,200,000株
第 種優先株式	26,300,000株
第 種優先株式	1,500,000株
増資後の発行済株式総数	319,273,966株
うち、普通株式	186,273,966株
第 種優先株式	105,200,000株
第 種優先株式	26,300,000株
第 種優先株式	1,500,000株

2. 資金の使途等

(1) 増資の理由

株主資本の充実を図るため。

(2) 今回調達資金の使途

(イ) 第三者割当による優先株式及び普通株式発行による調達資金は、当会社子会社であるニチメン株式会社及び日商岩井株式会社への出資金として、両社がそれぞれ発行する普通株式の払込に全額充当する予定です。

(ロ) 円建転換社債型新株予約権付社債発行による調達資金は、当会社子会社であるニチメン株式会社及び日商岩井株式会社への貸付金として、両社に融資する予定です。

3. 割当先の概要

別紙参照

(注) なお、出資関係のうち、本来記載すべき「割当予定先が保有している当会社の株式の数」については、最近時点において未確定な部分もあるため、参考情報として、当会社が株式移転により設立された当該株式移転日(平成15年4月1日)直前である平成15年3月31日現在において割当予定先が保有していたニチメン株式会社又は日商岩井株式会社の株式の数を記載しております。当該株式移転における株式移転比率については、当会社株式：ニチメン株式会社株式 = 154株：1,000株、当会社株式：日商岩井株式会社株式 = 100株：1,000株であります。

4. 増資後の大株主構成等

氏名又は名称	所有普通株式数	発行済普通株式数に対する 所有株式数の割合
株式会社ユーエフジェイ銀行	6,908,899 株	3.71%
株式会社りそな銀行	5,313,753 株	2.85%
日本興亜損害保険株式会社	4,036,528 株	2.17%
東京海上火災保険株式会社	3,910,489 株	2.10%
株式会社みずほコーポレート銀行	3,522,406 株	1.89%
大同生命保険株式会社	3,380,022 株	1.81%
オリックス株式会社	2,459,353 株	1.32%
株式会社東京三菱銀行	2,458,199 株	1.32%
株式会社東京スタイル	2,411,300 株	1.29%
日本生命保険相互会社	2,405,558 株	1.29%

(注) 当社は、ニチメン株式会社及び日商岩井株式会社の共同株式移転により、平成 15 年 4 月 1 日に設立された会社であるため、各大株主の所有普通株式数は、平成 15 年 3 月 31 日現在の両社の大株主の所有普通株式数をもとに、所要の調整（株式移転比率及び 1 単元の株式数）を行ったうえ合算し、今回の普通株式の第三者割当による所有普通株式数の増加がある場合にはこれを加算して算出しております。

以上

本報道発表文は、当社の新株式及び転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。